

第20回 地方分権改革有識者会議・  
第19回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

---

開催日時：平成27年3月19日（木） 10：00～11：35

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館6階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、柏木斉議員、後藤春彦議員、白石勝也議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、平井伸治議員、森雅志議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋部会長、勢一智子構成員、磯部哲構成員、伊藤正次構成員

（勢一構成員は地方分権改革有識者会議議員との兼務）

〔政府〕石破茂内閣府特命担当大臣、平将明内閣府副大臣、井上源三内閣府審議官、満田誉内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長

主な議題

1. 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針等について
  2. 平成27年の提案募集の実施について
- 

（神野座長） それでは、ただいまから第20回「地方分権改革有識者会議」と第19回「提案募集検討専門部会」合同会議を開催いたします。

皆様方には、年度末の大変お忙しい中を、万障繰り合わせて御参集いただきまして、本当にありがとうございます。伏して御礼を申し上げます。次第です。

本日は、石破大臣、平副大臣に御臨席をいただいております。

また、有識者会議の小早川座長代理、提案募集検討専門部会の山本構成員が所用のため御欠席とのことでした。

それでは、会議の開催に当たり、石破大臣からお言葉を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（石破大臣） おはようございます。全国各地からお出かけをいただきまして、年度末の折、大変御面倒をおかけいたします。心から厚く御礼申し上げます。

前回、1月15日の合同会議で御了承いただいた、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（案）」については、その後、農地関係について政務レベルで最終的な調整を行い、1月30日の地方分権改革推進本部及び閣議において決定を見たところであります。

対応方針には、長年地方からの実現の御要望が非常に強かった農地転用の許可権限の

移譲を盛り込み、そのほかにも現場に密着した様々な課題が解決されるという着実な成果を得ることができたと思っております。

数字だけにこだわるつもりはありませんが、地方からの提案に対し、有識者会議で御議論いただいた重点事項については8割以上、重点事項以外を含めた新規事項等では6割以上について、実現・対応することができたものと承知しています。

重点事項の達成状況が非常によかったことから、地方からの具体的な支障事例に基づき、国と地方が議論を尽くすことが極めて重要であるということ再認識しているところです。

私どもはめったに褒められることはありませんが、今回、地方六団体の皆様方から、「地方分権改革の力強い前進が図られたことを高く評価する」という声明を頂戴したところです。

この対応方針に基づき、明日、第5次地方分権一括法案を閣議決定し、国会に提出するという運びになっています。

平成27年も提案募集を実施します。初年度の取組で、有識者の皆様方の客観的な御議論を含めて、地方の提案を解決する仕組みができたので、それにより、頂いた提案について、一つ一つ丁寧に対応し、可能な限りの実現を図ってまいりたいと考えています。

また、平成27年度は、地方創生に向け、各地方団体でも地方版総合戦略を策定していただくことになっています。各地域での御議論の過程で、様々な地域課題が出てくるでしょうから、その解決に向けた積極的な御提案をお願いしたいと思っております。

なかでも、市町村からの御提案については、今回、件数は全体の4分の1でしたが、実現・対応の割合は都道府県よりも高くなっています。具体的な支障事例に基づき実現した提案については、各市町村での活用・検討に役立つよう、情報提供してまいります。

以上のように、今後とも地方分権改革を積極的に推進してまいります。一方、当然のことながら、地方分権により地方の責任は一層重くなるわけですが、地方におかれては、農地転用の許可権限を始め、移譲された権限を適正に行使していただくことが強く求められております。今後の地方分権を進めていく上で、結果として、やってよかったという話にならないと具合が悪いわけで、やったらまずかったということになりますと、ここで動きが止まりますものから、そのことをよく御認識いただくよう地方の方々をお願いをしているところです。

本日も、平成27年の提案募集が、より建設的で充実した成果につながりますよう、御議論賜ります。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、石破大臣は、ここで退室されます。

(石破大臣退室)

(報道関係者退室)

(神野座長) それでは、議事に入らせていただきます。

お手元の議事次第のとおり、本日は大きく2つの議題を準備しております。

それでは、まず、最初の議題「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針等について」に関し、今般の閣議決定等について、事務局から御説明をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(三宅次長) 私から、資料1～3に基づき御説明申し上げます。

まず、資料1「平成26年の地方からの提案に関する対応方針別の分類状況」を御覧ください。1月15日の合同会議で御審議いただいた後、1月30日に閣議決定したものの分類状況です。

石破大臣からお話がありましたように、1月15日の合同会議の後、農地関係の案件について大きく前進を見ました。このため、例えば、類型②「農地・農村部会で議論する事項」については、実現・対応の割合が83.6%、重点事項についても84.0%と、高い実現・対応率になったところです。

合計としても、63.7%と、大変高い実現・対応率を見ることができました。

資料の2枚目には全体について記載しておりますが、実現・対応の割合が57.2%ということで、本当にこの場の御議論、各部会の御議論を経て、何とか成案を得たというところです。

以上が全体の状況です。

次に、資料2-1「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年1月30日閣議決定）【概要】」を御覧ください。

1月15日に御説明したのものからの相違としては、主な見直し事項、下の枠の「1. これまでの懸案が実現したもの」に「農地の総量確保のための仕組みの充実及び農地転用許可の権限移譲等」という文言が追加されています。

大臣からお話がありましたように、こうした方針全体について、地方六団体の共同声明が1月30日に出ており、「地方分権改革の力強い前進が図られたことを高く評価する」また、農地についても、「これまでの地方分権改革の取組みの中で特筆すべき決断」といただいているところです。

それでは、農地の関係について、御説明申し上げます。

次の2ページ「農地転用許可に係る権限移譲等について（概要）」をお開きください。

これまで、農地・農村部会あるいはこの会議で御議論いただき、また、地方六団体からの御提案にあった「農地の総量確保のための仕組みの充実」、それから、「農地転用許可の権限移譲等」の2つの枠がございます。

まず、「農地の総量確保のための仕組みの充実」について御説明します。一番上に「国と地方が政策目標を共有し、相互に協力して実効性のある目標管理の仕組みを構

築」とありますが、地域における農地の実情を反映（市町村の参画）ということで、市町村の意見聴取手続を創設するとともに、地方六団体提言の検証をしていくということを決めています。

また、国と地方の十分な議論を担保するため、国・都道府県・市町村の協議の場を設定することを決めています。

具体的には、国が基本指針を決めますが、その際、国の目標面積について、都道府県に意見を聴くということと、都道府県が、意見を述べようとするとき、市町村から意見を聴くということが盛り込まれており、国と都道府県と市町村が農地の確保という政策目標を共有して、お互いに協力して実効性のある目標管理をしていくとともに、三者の代表による協議の場を設定して、これらについてしっかり議論していくということです。

一番下の※、この過程の中で、地方六団体提言の実効性を検証し、今後の制度設計の議論に反映させていこうということで、頂いた具体の提言についても、実証していく仕組みを作っています。

この青字で記載している部分が、今回の見直し内容です。

個別の転用許可について、右側「農地転用許可の権限移譲等」を御覧ください。

まず、農地転用許可に係る事務・権限は、農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、地方に移譲等を行うというものです。現行制度では、2ヘクタール超、4ヘクタール以下の農地転用許可については、国との協議が必要でしたが、これを廃止するとともに、4ヘクタール超の農地転用許可権限については、国との協議を付した上で、都道府県に移譲するというものです。

また、図の右側に指定市町村と書いてありますが、農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしている市町村を農林水産大臣が指定し、指定された市町村に都道府県と同様の権限を移譲するというものです。

これによって、都市計画制度と並んで、土地利用関係の権限が地方に移り、主体的な判断ができるようになっていくと考えています。

次に、農地転用許可の際の都道府県農業会議の意見聴取の在り方については、農業委員会改革と併せて議論していくということを決めています。

さらに、この権限移譲に当たっては、必要に応じて転用基準の明確化を行うとともに、事例集の作成など制度の適正な運用に資する支援を行うと決めております。

あくまでも権限移譲であり、規制緩和ではないということで、この権限をしっかりと行使していくということです。

以上が今回成案を得た農地関係のものですが、それ以外のものについては、前回の合同会議において御説明したものが主なものですが、資料を3～4ページにつけております。

5ページ目以降が全体像で、閣議決定の中身を国から地方、都道府県から市町村への

事務・権限の移譲等、あるいは義務付け・枠付けの見直しといったような分類で記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

資料２－２が、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」の本体です。後ほど御覧いただきたいと存じます。

資料３は「現行規定により対応可能であり通知等により周知を図るとした提案の措置状況」です。現在、36件について既に通知等を行っており、それ以外のものについても、可能な限り速やかに通知等を行う予定です。

「既の実施済みのものの例」を御覧ください。医療用麻薬の薬局間の譲渡許可の要件の緩和として、新規処方の場合のみ薬局間の譲渡が可能であるとする要件を緩和するという提案がなされましたが、新規処方ではなく継続処方の場合でも、薬局間の譲渡が可能であるということを、通知を発出して明確にしているということです。

２番目は、小規模な備蓄（防災）倉庫を設置する際の建築確認手続を不要にするという提案で、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、人が内部に立ち入らない小規模な備蓄倉庫については、建築基準法上の建築物に当たらず、建築確認が不要であるということを明らかにして、各団体に通知しているところです。

３番目、道の駅の充電インフラ整備については、何度か本会議においても御説明いたしましたけれども、充電インフラを道路区域外に設置することが利用者の利便性、設置費用の観点から適当ではないというときには、道路区域外に余地がないものとして道路区域内に設置することが可能であるということを改めて明確化し、通知しているということです。

２ページを御覧ください。公営住宅建替事業の戸数要件の緩和という提案については、地域の公営住宅に対するニーズが減少している場合には、新たに整備すべき住宅の戸数が入居者の存する戸数を超えていれば足りるという旨を発出し、明らかにしているところです。

次に、地域公共交通確保維持改善事業費補助金に関する提案に対しては、「ICカードシステム導入その他ITシステム等の高度化に要する経費」に含まれ、補助対象であるということをお知らせしております。

また、廃FRP漁船の運搬効率化のための簡単な解体行為については、産業廃棄物処分業の許可の取得を不要とすることが可能であるということをお伝えしているところです。

そのほか、地方自治事項の官報掲載の問題についても、地方公共団体が希望すれば官報への掲載を可能とするものであるということを明らかにしているところです。

これら以外でこれから発出されるものについても、毎年３月に発出している通知改正に併せて行う、あるいは関係する省令を３月に改正するので、それと併せて通知等を順次発出することで、現在できるものがしっかりと明らかになっていくというものです。

最後に、大臣から冒頭ありましたように、明日、第5次地方分権一括法案の閣議決定が予定されており、少し早いですが概要について一言だけ御説明申し上げたいと思います。

今、申し上げた対応方針の中で、法律改正を要するものについて19本の法律を一括して改正しようというものです。このうち11本が募集提案の関係で、残り8本が平成25年の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」などを踏まえたものです。

以上、駆け足ですけれども、事務局からの説明は以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

引き続き、農地・農村部会報告書について、部会長の柏木議員から御説明いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(柏木議員) 農地・農村部会における議論の状況については、これまで、時期を捉えて有識者会議に御報告をしまいましたが、去る3月18日、第14回の農地・農村部会を持ち回りで開催し、これまでの部会における議論等について報告書として取りまとめましたので、御報告をさせていただきます。

農地・農村部会では、昨年5月に体制を強化しつつ議論を再開いたしました。その後、地方六団体及び農林水産省の双方よりヒアリングを重ね、食料の安定供給等に必要な農地の確保と、地方分権の両立について論点を整理しながら検討を深めてまいりました。

このような部会における議論も踏まえ、先ほど事務局より御説明がありました「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、農地の総量確保のための仕組みの充実と、農地転用に係る権限移譲等を閣議決定する運びとなりました。

去る1月30日に開催されました地方分権改革推進本部において、総理から「地方の熱意が長年の懸案を突破した」との御挨拶があったとお聞きしております。

また、地方六団体からは、「これまでの地方分権改革の中で、特筆すべき決断」との声明が出されたと承知しております。

農地・農村部会としましても、農地制度における地方分権改革が大きく前進したことを大変喜ばしく思っています。

それでは、お手元にお配りしております、資料4「農地・農村部会報告書」を御覧ください。

冒頭は、農地・農村部会における検討経緯をまとめています。

8月には、地方六団体から農地制度の在り方について提言がなされて以降、地方六団体及び農林水産省からヒアリングを重ね、部会構成員間で論点を整理しつつ、議論を深めました。

これを踏まえ、部会としての認識について、報告書の14ページから記載しております。

まず、農地の総量確保、マクロの管理については、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築するため、食料の安定供給等の観点から国が必要と考える目標面積と、農

地の実情を踏まえ、地方が考える目標面積を調和させ、国・都道府県・市町村が政策目標と責任を共有できるよう、現行の仕組みを充実させるべきというのが部会の共通認識でありました。

また、農地転用許可の実施主体、ミクロ管理については、国は農地確保のために、許可基準等を設定する役割を引き続き担う一方、人口減少社会を迎え、各地域における総合的なまちづくりを推進する観点から、農地転用許可の具体の執行は地方が担うべきとする意見が部会において多数でありました。

こうした部会における検討状況を踏まえつつ、政府内において調整が進められ、先ほど申し上げたとおり、対応方針において農地法及び農振法における国と地方の役割分担について見直しを行うこととされました。

続いて、報告書の17ページをお開きください。

「3 今後に向けて」として、今般の権限移譲等や今後の土地利用行政の在り方について、部会の認識を整理しております。

まず、今般の権限移譲等を受け、今後、農地を始めとした土地利用において、地方側の覚悟と責任が問われることは言うまでもありません。

特に、今般の見直しは、農地転用許可に係る基準等の規制緩和を行うものではありません。地方六団体も、その提言において、この報告書の6、7ページに記載をしていますとおり、権限移譲に当たって規制緩和を求めるものではない旨の説明をいただいております。

したがって、地方側も改めて認識を深め、より一層、農地転用許可制度等の適正な運用に努めていただきたいと思います。

また、国においても、地方公共団体における適正な運用に資するよう、許可基準の明確化等に加え、転用許可の限界事例集の提供や研修の充実などの支援措置を講じていただきたいと思います。

加えて、地方公共団体においては、今般の権限移譲等を受けて、農地転用手続を迅速に行うことはもとより、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行い、各地域におけるまちづくりにつなげていただく必要があります。

次に、後ほど、高橋部会長からも、平成26年の取組を総括する中で言及いただけるかも知れませんが、今般の農地制度に関する地方側の取組は、注目に値するものでありました。

地方六団体におかれては、一昨年に農地制度に係る詳細な支障事例を取りまとめるとともに、その後、プロジェクトチームを立ち上げ、従来の権限移譲だけを求める要望ではなく、互いの利害を乗り越えて、地方六団体がまとまり、農地を守るための具体的な制度設計など、農地制度の在り方全体について提言を行うに至りました。

このような地方六団体提言を受け、権限移譲を行うことによる農地の確保に関する懸念等について、一つ一つ掘り下げて検討を行い、地方六団体と農林水産省との間にか

み合った議論を行うことが可能となりました。

今後、地方分権改革を進めていくに当たって、モデルケースとなり得るのではないかと考えております。

最後に、「3 今後に向けて」の中で中長期的観点から今後の土地利用行政の在り方に触れております。部会における議論において、構成員の皆様から我が国の土地利用に係る法体系は重層的で複雑なものとなっているが、本来、一元的で包括的な法体系であるべきではないか、都市と農村の土地利用に係る法体系を統合し、一元的な主体として基礎的な自治体である市町村が管理するというのが大きな流れであり、中長期的に、その方向に進むべきではないかなどの御意見を頂戴しました。

今後、このような御意見、御指摘も踏まえ、総合的かつ計画的な土地利用を行うため、都市と農村の土地利用に係る法体系の統合など、国土全体の利用の在り方を議論し、中長期的に土地利用に係る制度全般を見直していくことが望まれると考えております。

以上、昨年5月に再開して以降、10回以上にわたって議論を重ねてきた農地・農村部会について、検討の経緯等をまとめて報告させていただきました。

今般の農地制度の見直しについては、有識者会議等の場で、引き続き注視していく必要があると考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

柏木部会長を始め、部会に御参加いただきました皆様方に、深く感謝を申し上げる次第です。

それでは、ただいま2件御説明いただきましたが、それに対して、皆様方から御質問、御意見がありましたら、遠慮なくお出しいただければと思います。いかがでございましょうか。

森議員、どうぞ。

(森議員) 今、総括いただきましたように、農地制度改革は大胆な改革であり、将来につながる大きな改革の緒に就いたと思います。柏木議員の最後の総括にもお話がありましたが、これからの地方分権改革に大きな道しるべを示したとっておりますので、これにとどまることなく、私としても関係の皆様方の御努力に心から感謝を申し上げたいと思います。

恐らく、この会場の中にいらっしゃる方々の中で、農家資格を持っているのは私だけだと思いますが、農家の立場から農地を見ていくということは、この会議の中でも、私自身はいつも意識してきたつもりです。先ほどもお話がありましたが、農地転用基準の明確化ということは大変重要な視点だと思っておりますので、市町村の事務を正しく進めていく上からも、なるべく早い時期にお示しをいただくことをお願いしたいと思っております。

また、マクロの農地の政策が、数字の上でも早くまとまるということも大事な視点だ



と思います。後は、その上できちんとした担い手をどう育成していくかということにつながるので、その面からも今度は転用だけではなく、農地法3条の在り方についても踏み込んでいく必要があるのではないかという思いも持っております。

さらに、指定市町村という新しい制度が生まれたことも、市町村の立場としては大いに評価させていただきたいと思っています。

記載がありますように、いたずらに農地を転用ということは決してあってはなりませんので、転用基準の明確化と併せて、まさに覚悟が問われるということだろうと思っています。全国市長会としまして、各構成団体が共有する目標としてしっかり進めていきたいと思っておりますので、重ねて制度改正に御努力いただいた皆様にお礼を申し上げて、一言、意見とさせていただきます。

(神野座長) ありがとうございます。

平井議員、どうぞ。

(平井議員) ただいま森議員からお話がありましたけれども、本当に、石破大臣、平副大臣を始め、政務の方々にもお力添えをいただき、なかんずく、柏木部会長には本当に踏ん張っていただきまして、すばらしい取りまとめをしていただけたと思います。

今、異例なぐらい地方六団体が、今回の国の動きを評価したという話がありましたが、我々としては、毎年このような意思を出したいと思っておりますので、ぜひ、今後とも地方の立場に立って、このような取りまとめをしていただければ有り難いと思います。

有識者会議の議員であった古川議員が国会議員に転出し、党の農林部会で孤軍奮闘していると聞いておりますが、今、法案が閣議決定されるという話を聞き、正直安堵しております。

農林部会では、農地を本当に守れるかどうかという議論があったようですが、これは、制度の問題であり、プロセスの問題ではありません。プロセスを地方に移譲して効率化を図るということです。

柏木部会長もおっしゃいましたが、いずれは都市と農村の土地利用計画にまたがるような制度設計も可能になるのではないかと思いますので、前進していただきたいと思っています。

この度、森市長の富山市は、新幹線が開通し、非常に盛り上がっているとのことで、おめでとうございます。私のところは、当分来ないどころか、いずれ来るかどうか分からない。白石議員と一緒に首を長くして待っているという状態ではありますが、待ち切れないものですから、鳥取県では新甘泉（しんかんせん）という名の梨を品種登録して、作っています。普通の二十世紀梨の倍ぐらいの単価で売れるものですから、やはり農地の大切さは、地方はよく分かっているわけです。このことが色々な方々には理解されていないところがありますが、守るべき農地は守るのだということは、むしろ、我々首長にとっては政治生命というところもありますから、その辺りは信頼いた

だきながら取り組んでいくということをお願い申し上げたいと思います。

ぜひ、法案を通していただき、法律として執行していただきたいと思います。 *You can't make an omelet without breaking eggs*と言います。卵を割らなければ、オムレツはできないわけで、まずは、ブレークスルーをする、打ち破っていくことが大切だということを申し上げたいと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

ここで、副大臣は公務のため御退席されます。

(平内閣府副大臣退室)

(神野座長) それでは、ほかに御意見はございますか。

後藤議員、どうぞ。

(後藤議員) 非常に大きな一歩を記していただいたとっております。

私も繰り返し発言させていただきましたけれども、やはり、先ほどの柏木部会長の御報告の最後にあったように、是非これを大きな記念すべき一歩として、都市農村計画法というものを視野に入れてまい進していただければとっております。

ありがとうございます。

(神野座長) ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。次の議題「平成27年の提案募集の実施について」に移りたいと思います。

初めに、提案募集検討専門部会の高橋部会長から、平成26年の提案募集の取組の総括について御説明を頂戴いたしますので、よろしく願いいたします。

(高橋部会長) それでは、資料5「平成26年の提案募集の取組の総括」を御覧ください。

平成27年の提案募集の実施に当たっての議論の参考に供するという趣旨から、平成26年の提案募集の取組の総括について、私の所感をまず申し上げたいと思います。

平成26年の提案募集の取組については、提案募集検討専門部会で取り上げた重点事項について、8割を超える提案について実現・対応することができました。大きな成果を上げることができたと考えております。

明日、第5次地方分権一括法案の閣議決定がされるということですので、地方分権を適切に進める観点から、私からも法案の早期成立についてのご努力をお願いしたいと思います。

その上で、このような成果につながった要因としては、主に3点あるのではないかと考えています。

提案募集方式については、国が主導していた委員会勧告方式とは異なり、幾つかの特色があると思います。これらの利点を生かして作業を進めたということが、提案の実現に対して大いに役立ったのではないかと考えています。

まず特徴の第1としては、地方の現場から地域の実情を踏まえた提案が多く出され、その中には、具体的な支障の指摘を伴った説得力ある提案が多く見られました。この

ような提案については、各府省との交渉や調整作業が円滑に進みました。併せて、これまでの勧告では取り上げることができなかった多彩な改革課題を抽出し、これまで我々や国でも気付かなかったことについて、検討の俎上に載せることができたと考えています。

また、提案の背景にある具体的な支障や課題に即して、自治体から初めに提案された措置に限らず、それ以外の手段も幅広く検討し、硬直的ではなく柔軟に対応することができたという特徴がありました。

結果的には、事務局からも御説明がありました。法制度の改正のみならず、運用改善を含む多彩な選択肢の中から解決策を見出し、各府省と合意できたケースが多々あったということです。

提案募集方式の更なる特色は、提案募集方式と同様に今回新しく導入された手挙げ方式を、提案の実現に向けて積極的に活用できたということではないかと思います。

すなわち、全国一律の移譲が困難な場合については、意欲と能力を有する地方公共団体に対して選択的に権限移譲を行うという手挙げ方式が、提案実現の突破口となり得たということです。

実際、執行体制が地方公共団体ごとにばらばらであって、実現が困難であると各府省から評価されてしまった提案が幾つかありましたが、これらについても手挙げ方式によって各地方公共団体の体制を踏まえた移譲を行うということによって、実現につなげることができました。

次に、提案募集方式が成果を上げることができた第2の要因は、専門部会で時間をかけて丁寧な議論をすることができたという点であると思います。

専門部会では、各府省の局長級の幹部職員の方の参画をいただきまして、特に、二度目の府省ヒアリングにおいては、論点を明確にするため、部会としての関心事項を事前にお渡しし、一つ一つの項目について時間をかけた丁寧な議論を行いました。

従来の地方分権改革におきましては、個別に掘り下げた議論を行うというよりは、むしろメルクマールをあらかじめ定めて、画一的に多くの事項を大量処理するというやり方をとってきたわけです。

個々の項目についてじっくりと検討を行ったことは、これまでの経験にないもので、これは評価できる部分ではないかと思っています。

実際に各府省からのヒアリングを通じて、論点が徐々に明確になり、提案の趣旨を実現するための道筋が徐々に増えてきたものが多くあり、このような各府省との粘り強い対話が大きな成果を生んだのではないかと思っています。

最後に第3の要因です。

これは、先ほど、柏木部会長からもお話があったように、今回、実現に至った農地制度の改革に関する地方側の取組は、実現が困難であった地方分権の課題について、どのようにすれば前進することができるのかという道筋を示すという意味で、画期的な

モデルになったのではないかと思います。

権限移譲を求めるだけでなく、併せて具体的な制度設計まで行い、制度の在り方全体についての提言を行ったことが今回の農地制度改革の特色だったと思いますが、このような取組が成果を上げた事例は、私どもの提案募集検討専門部会でも幾つかございました。

これから御紹介します、市町村水道事業の認可・監督権限を国から都道府県に移譲したような例や、保育園の面積基準に係る特例を延長することとした例などが、このような事例に該当するのではないかと考えています。

以上、各種の要因が成果につながった事例として、2つほど具体的に御紹介したいと思います。

資料5の3ページ目を御覧ください。

これは、水道事業の認可・監督の権限移譲に関するものですが、給水人口が5万人を超える場合については、現在は国の権限になっていますが、都道府県に移譲してほしいという提案がありました。

当初、厚生労働省は都道府県の体制や耐震化の施策の実施状況にかなりの差があるため、一律の権限移譲はできないという回答でした。

これに対し、提案団体からは、水の需要の減少を踏まえた経営の合理化など、都道府県が広域的に果たす役割は極めて大きい、という具体的かつ効果的な主張を出していただきました。

すなわち、まず、水道事業が直面する課題の解決、経営の合理化や老朽化した施設の更新・耐震化が必要になっているわけですが、これを進める上で、都道府県の役割が重要であるということは厚生労働省も異論を差し挟みませんでした。都道府県の役割を強化しなければいけないという点では、我々と厚生労働省の間で一致を見たわけです。

その上で、都道府県の執行体制に差異があるという点については、水道事業の広域化についての見通しを示すとともに、業務の監視体制を十分に整える、そのような都道府県に対して、手挙げ方式を活用して移譲するというやり方が決め手になったと考えています。

これらは、当初は困難と考えていた権限移譲ができた典型的な事例であると考えております。

次に、資料の4ページ、事例2の開発許可に係る開発審査会の運用見直しを御覧ください。

市街化調整区域内の一定の開発許可は、開発審査会の議を経ることになっており、現在、特例市までは自ら審査会を設置することになっていますが、条例による事務処理特例制度を使い、開発許可権限を一般市町村まで下ろしている事例があります。このような市町村については、審査会を自ら設置したいという提案がありました。

これについて、国土交通省の当初の回答は、開発許可権限を本来持たない市町村に開発審査会を設置することは不可能であるというものでした。

これに対し、提案団体からは、都道府県の審査会では全県的な視点での運用がなされていて、個別の市町村に特有な案件への柔軟な対応がみられないという具体的で説得力のある支障を提示していただきました。

そこで、提案募集検討専門部会におきましては、提案された法律改正による権限移譲に限定することなく、提案で示された支障をいかに解消することができるかといった視点で議論を展開しました。

その結果として、都道府県の開発審査会の開催事務については、市町村が自ら行うことができること、提案基準を市町村が主体的に作成できることとする、などの運用の見直しを行うことができました。これは、提案とは違う形でありましたが、実際上の問題を解決できた例だと考えております。

次に、平成26年度の提案募集の取組を通じて明らかになった課題について、大きく3点申し上げたいと思います。

資料の2ページにお戻りください。

まず、①ですが、寄せられた提案の中には、具体的な支障事例や提案実現による具体的な効果の提示が不十分なものがありました。

制度を所管する各府省というのは、制度の在り方や運用に責任を有する立場にありますので、提案の背景にある課題が不明確でありますと、なぜ提案を実現しなければならないのかが不明確であるとか、責任を持った制度改正に着手できないといった意味で、入口論ではねられることになってしまいます。

また、問題の所在や支障の把握が具体的でないと、提案の趣旨を踏まえた解決策を見出すような方向で我々が議論を進めるということも困難になってしまいます。

翻って鑑みると、提案募集方式というのは、地方のイニシアティブによって、国の制度改正にまでつながる議論が可能となるという画期的なシステムであるわけですが、それだけに地方の側に対しても、制度改正の理由づけを国に単に委ねるのではなく、自らが明確に提示をする、というスタンスに立って議論を進めていただくということが肝要だと考えています。

柏木部会長が御指摘された、農地制度に関する地方側の取組というのは、その理想的な例であったのではないかと考えております。

もちろん、専門部会のメンバーや事務局は、地方に寄り添い、できるだけの支援を行うという立場にあるということは自覚をしております。

したがって、次年度は地方公共団体に対しては、事前相談も必ず活用していただき、その中で支障事例等の整理を行っていただくことをお願いし、ともに地方分権に向けて作業を進めていきたいと考えております。

そのような立場からも、問題の所在や資料の把握がやや明確でなかった例を御紹介し

たいと思います。

営業所が複数都道府県に跨る業者に係る建設業の許可について、国から都道府県に権限を移譲してほしいという提案についてです。

これは大きな制度改革を伴うもので、提案で示された実現の効果をお聞きしたところ、許可期間の短縮によって事業者が楽になるというものでした。

他方で、国土交通省からは、全国的な不正事案が発生した場合について、全国統一的に調査や処分を行うための都道府県からの調整の仕組みが必要になるが、そういう仕組みをつくるのは困難であるという御指摘を受けました。

そこで、提案側にこの点をお伝えしたところ、それに代わる具体的な仕組みの提示が最後まで出てこなかったという実情がございました。

結果、時間をかけて議論を行ったわけですが、御提案の趣旨に沿った対応を行うということができなかったという事例です。

2点目が、財源問題です。

今回の提案の中には、補助金関連の提案について、実現すると予算の増額が必要になるという、最終的に財源問題に帰着してしまうという解決が難しいものもありました。

もっとも、それだけではなく、例えば交付要綱において、義務付け・枠付けが不当な形でされていて、地方の自主性や自立性の確保の観点から問題があるという地方分権の観点から取り上げなければいけないという提案もありました。

そこで、補助金関係の提案については、今後は、このような提案の性格の違いに留意しながら、重点的に対応していきたいと考えております。

例えば、②に「多子世帯保育料軽減制度における同時入所要件の撤廃」とありますが、保育所の保育料については、現在、兄弟・姉妹が3人同時に保育所に入所している場合にのみ、第二子の保育料は半額、第三子は無償とされています。

これについて、第一子が小学校に入学しても、二子、三子の軽減を同様に続けてほしいという、同時入所要件の撤廃という御提案がありましたが、この提案の実現には、ざっと計算して1,000億円以上の予算がかかるということでございました。

したがって、このような多額の予算増については、地方分権からの観点からの検討ではなかなか難しく、実現に至らなかったという点です。

最後ですが、今回、1つの地方公共団体からの御提案でも、支障が具体的に示されて実現・対応に至ったというものも幾つかございます。

一方で、各府省から、1つの地方公共団体の提案だけでは全国的なニーズがわからないため、対応が困難であるといったような反論を受けた事例もあり、対応ができなかったという事例もございました。

したがって、このような重要な提案については、事前相談の段階で、他の地方公共団体との共同提案とか、支障事例の整理など、提案の補強を行っていただくことで、提案に普遍性や説得力を持たせていくことが肝要だと考えております。

今回の提案で言えば、公営住宅の関連がそうです。公営住宅は、御承知のように低額所得者を対象としたものですので、入居できる収入の基準を、入居した後に超過してしまう方には、家賃を引き上げ、自主的に退去していただき、最終的には一定水準を超える高額所得者については、法的な明渡請求が可能であるという制度になっています。

そこで、提案団体からは、入居できる収入基準が超過しているけれども、全国的な基準では高額所得者には当たらない者の自主的な退去が進まないのが、恒常的に多数の入居待機者が居て困っているという支障事例の御指摘がありました。

公営住宅に入居できる収入の上限については、現在、条例に委任されておりますが、その一方で、最終的な公権力的手段である明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準は、政令で全国統一に決められており、地方で独自に決めることはできません。

このため、高額所得者の収入基準についても、条例に委任して地方の実情に応じた明渡請求ができるようにすべきであるという御提案でした。

高額所得者の収入基準をどのように定めるかというのは、既に入居している方の権利保護というものと、低額所得者に対する社会保障としての公営住宅というものの趣旨を徹底させるという2つの要請のバランスの問題です。

しかしながら、地方の実情を考えると、公営住宅の供給状況や民間の家賃水準などは、かなり地域によってばらばらですので、そのバランスの取り方はやはり地方に委ねたほうがよいのではないかと考えた次第です。

ただし、最終的には提案団体以外の全国的なニーズが結局明らかにならなかったこともあり、説得力に欠け、提案実現には至りませんでした。

そこで、平成27年におきましては、地方の側で全国的なニーズの整理や、具体的な制度設計をいただいて、平成27年の提案募集のプロセスの中で提案募集検討専門部会として取り上げ、十分な検討を行いたいと考えています。

最後に、今後の対応方針で検討するとされたものに対する今後のフォローアップについて申し上げたいと思います。

平成26年の提案募集におきましては、取りまとめるまでに時間的な制約があったために、実現に向けて、さらなる調査検討を要する、さらには、決定に際して一定のプロセスを要するというようなことなどから、今後の検討事項としたものがありました。

しかしながら、これらの事項については一つ一つ丁寧に議論を行い、可能な限り整理を行った上で、更に検討するとしたものであり、単純に先送りしたものではございません。資料に例として記載しておりますが、平成25年12月20日の閣議決定「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」で検討事項にされていたもののうち、7項目については、今回、権限移譲を行うということになった例がございます。

そこで、このような例に学び、今回、検討事項とされた事例については、関係府省とも連携をしつつ、内閣府において適切にフォローアップを行って、地方分権改革有識

者会議に報告するというものを閣議決定に盛り込んでいただいた次第です。

したがって、このフォローアップについては、年末に予定している平成27年の提案募集に対する対応方針の決定に向けて、秋頃までに提案募集検討専門部会及び有識者会議において、論点の整理や対応の方向性を検討していただく必要があると考えております。

以上で御報告を終わります。

それでは、御議論のほど、よろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

改めて、今年度の提案募集の取組について、高橋部会長及び構成員の皆様、さらに事務局の皆様方の御努力と御尽力に感謝を申し上げます。

引き続き、平成27年の提案募集の実施について、事務局から御説明をいただければと思いますので、よろしく願いします。

(三宅次長) それでは、引き続きまして、資料6「平成27年の提案募集の実施について」御説明いたします。

明日、第5次地方分権一括法案が閣議決定される運びとなっておりますが、続けて平成27年の提案募集についても準備を進めていますので、この現状について御説明申し上げます。

まず、平成27年の提案募集についても、去年4月30日の地方分権改革推進本部で決定した実施方針に基づいて引き続き実施をしようと考えているところです。

今年は、地方創生の本格展開を踏まえ、提案も地方創生に関するものが多く出てくることを見込まれますので、これを重点事項としてヒアリングしていくことも考えられるのではないかと考えているところです。

また、募集を前倒しし、準備・検討期間を十分に充実させるということで、3月末にも着手をしようと考えているところです。

次のページ、今後のスケジュールを御覧ください。左側が平成27年、右側が平成26年のスケジュールです。緑色の枠、本日の3月19日の合同会議で審議をいただいた後、3月下旬から6月上旬にかけて事前相談を受け付けたいと考えています。右側の平成26年を御覧いただきますと、5月20日から7月15日の8週間が募集期間でしたので、1.5倍ほどの期間をもって募集をしたいと考えております。

その後も時間をかけた提案内容の精査、重点事項の抽出を経て、各府省への検討要請を行うことを考えているところです。

次のページが秋以降のスケジュールですけれども、年末の対応方針の取りまとめに向け、各府省からの回答、再検討の要請、事務折衝等を経まして、年末に対応方針の閣議決定を迎えたいと考えているところです。

1枚目にお戻りください。3点目です。先ほど、高橋部会長からもありました総括も踏まえ、提案の最大限の実現を図るために、事務手続を若干見直し、効果的に取り組



んでまいりたいと考えています。

(1)にあるとおり、提案団体の皆様には、事前相談を必ず行っていただくよう依頼したいと考えております。先程も御説明がありましたように、支障事例や提案の広がりが必要ですので、事前相談をお願いしたいと思っております。事前相談に対しては、内閣府としても、支障事例や制度改正による効果の説明を中心に、一つ一つ丁寧に議論・助言をしていきたいと思っております。

また、一定の広がりをもって説得力のある提案となるように、共同提案や提案内容の他団体による補充といったことも、この事前相談を通じてお願いしたいと思っております。

次に(2)です。今回の検討の中でも、単年度で結論を得ることが難しい案件がありました。こうしたものについて、この会議あるいは専門部会の議論を経て、支障事例等が具体的に示された段階で各府省の調整を開始しようということを考えています。

具体的には、①最近の閣議決定で見直しの方向性が決定されており、その効果を検証するのに十分な期間が経過していない事項に関する提案であって、その後の新たな情勢変化等の記述がないといったもの、②現行制度の支障事例、制度改正による効果等制度改正の必要性が具体的に示されていないものについては、新たに支障事例を具体的に示していただくことが必要であり、そうしたものが出た段階で調整を開始したいと思っております。

このように、できるだけ事前相談の段階で、私たちとしても補充をして、よりよいものにしていくことを考えているところです。

最後に(3)です。先ほども予算関連のお話がありましたが、補助金関連の提案、補助要綱等の規制緩和については、関係府省に照会し、予算編成の過程の中で検討を求め、予算編成後に回答を取りまとめることを考えているところです。地方分権の観点のみならず、予算編成の中で御議論が必要だろうというものです。

ただ、※印にあるように、要綱等による義務付け・枠付けや必置規制といったものがあれば、地方分権の観点から議論が必要なものも考えられますので、通常の提案と同様に扱っていききたいと考えております。

以上のように事務手続を若干見直し、平成27年の提案募集をよりよいものにしていきたいと思っておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

高橋部会長から平成26年の提案募集方式の取組についての総括をいただいた上で、それを踏まえて、事務局からまとめていただいた平成27年の提案募集の実施について御説明いただきました。初年度の取組でもありましたので、皆さん御存じのとおり実施時期が遅めでしたので、その反省を踏まえて、前倒ししながら十分な期間を充実させるとか、平成26年の総括の上に、事務手続などを見直した上で実施しようという御提案です。

皆様方から御質問や御意見を頂戴できればと思いますが、いかがですか。

平井議員、どうぞ。

(平井議員) あらかじめ資料7として提出しておりますことから、御説明だけ申し上げたいと思います。

今、高橋部会長から、経過について懇切に総括していただきました。我々地方団体側としても、色々な今回の教訓を踏まえ、国と地方のコミュニケーションをしっかりとれるよう協調していきたいと思いますので、是非とも御指導いただければと思います。

平成27年の提案募集の実施において御留意いただきたい点について、地方の立場から何項目かお出しをさせていただきましたので、お含み置きをいただきたいという趣旨です。

このたび、募集開始時期を3月末に前倒しするなど、本当に積極的なことで有り難いと思います。

私個人的には、この後、選挙がありまして、生きて帰って来ればまた出させていたかくということで、残念ながらこの前倒しを利用できませんが、いずれにしても、運用の改善を図っていただいていることは、評価をさせていただきたいと思います。

まず、1点目として、地方からの提案については、是非断固たる姿勢で、地方の立場で取り組んでいただきたいということです。

立証責任の問題を言われますが、国の方に問題があると思って、地方側もそれぞれの団体が悩みながら提案しているというのが実情です。したがって、その辺りをよくおくみ取りいただいて、立証責任を完全に転嫁し、裁判のような形にするのではなく、話し合いながら出口を探していくという対応を是非お願いしたいと思います。

例えて言えば、災害が起こらないと防災工事は行わないということではいけないわけで、地方側で「支障事例」という災害が起こらないと防災工事は行わないということでは手遅れですので、どのような制度設計がいいのかという観点も頭に入れながら取り組んでいただければ有り難いと思います。

また、手挙げ方式も引き続き積極的に活用していただきたいこと。また、広域連合といったような自治体の意見も是非御考慮いただきたいということです。

2点目としては、再提案のことで。先ほど単年度で結論が得られない場合の扱いについて御説明がありましたが、再提案について、できるだけ柔軟に取り扱っていただきたいということです。もう一度意見を聴いてもらいたいという自治体も数多くありますので、御考慮いただきたいということです。

3点目は、フォローアップを是非しっかりしていただきたいという点です。高橋部会長からも残された課題のお話でしたが、その辺りもフォローアップをお願いし、実現に向けて検討するという姿勢でお願いしたいと思います。

4点目です。地方自治体の事務処理に係るものかどうかというところで、画一的に切られてしまうのですが、民間や国の事務に係るものであっても、地方分権に非常に密

接に影響するものもありますので、地方創生というテーマも踏まえ、幅広く提案をお受けいただきたいということです。

5点目ですが、事務的な折衝に加え、提案募集検討専門部会など様々なチャンネルを通じて、結果について地方団体側に納得性のあるものに導いていただきたい、議論の場を与えていただきたいということです。

6点目は、農地制度の関係も含め、いよいよ法案を通常国会に提出するというものですので、安堵しておりますが、早期に成立を図っていただきたいと強くお願い申し上げます。

また、事務・権限の移譲に当たっては、財源の問題や人員の問題などが発生しますので、この辺りもトータルでよく保障していただきたいということです。

最後に7点目です。提案募集方式の改善継続に併せて、権限移譲や規制緩和、さらに地方税財源の充実等、地方分権の本丸の課題についても、御配慮いただき、審議を進めていただきたいと思います。そういう意味で、国と地方の協議の場を活用して、例えば、分野別分科会なども作っていただければどうかと思います。

個別にも、ハローワークなど、指し掛けになっている課題が、農地と同様、長く国と地方間の懸案になっています。こういうことも大胆に議論を進めていただきたいと思います。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

平成27年の提案募集を進めていく上での留意点を指摘していただきました。当面、平成27年の提案募集を動かしていく上での留意点等と、やや長期的な観点から少し見直しておくべき観点も御指摘いただいておりますので、折を見て、この提案募集方式を更に改善するような機会がありましたら、参考にさせていただきたいと思います。

差し当たり、来年度の展開についての留意点については、執行していく過程で参考にさせていただきたいと思っておりますか、事務局から何かコメントはありますか、よろしいですか。

(三宅次長) はい。

(神野座長) それでは、そのように承らせていただきます。

ほかに、いかがでございましょうか。

森議員、どうぞ。

(森議員) 先ほど、高橋先生の御報告を伺いながら思ったのですが、特に都市計画法の開発審査会のように、許可権者である首長の暴走を抑止するような機能がある制度について、事務処理特例を活用するというアプローチは、全くそのとおりだと伺わせていただきました。今後の様々な権限移譲について、必ずしも基礎自治体に全てをとということではなくて、事務処理特例によって都道府県の判断で進めていくアプローチは有用だと思います。

(神野座長) ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

谷口議員、どうぞ。

(谷口議員) まず、ここまでの形にいただきました関係者の皆様方に本当に感謝したいと思います。

農地転用許可の権限移譲等に関して、中長期的には基礎自治体が目標を考えたり、あるいは管理をするという大きな視野で御提言をいただいたというところが、非常に感銘を受けました。同時に、人口減少社会の中で、基礎自治体の規模や機能、能力をどのように考えていくかというのは、非常に大きな宿題をいただいているような気がいたしました。

また、平成26年の提案募集に関する取りまとめの中で大変勉強になったことは、実際に提案を検討していく段階までに様々な課題があるということです。現状の仕組みでは支障があり、これを変えるとどのようなメリットがあるのかという根拠や、普遍性といえますか、複数のエリアや、同規模の自治体に関して、一般性のあるような提案になっているかという点が非常に課題になっているのだと勉強になりました。

1つの方法として思ったのは、自治体がお互い何を考えているかもわからないと思うので、巨大なグループウェアでも作って、お互いどのような意思表示があって、何をやりたいのか情報共有するような仕組みがあるとよいと思いました。地方六団体を含め、恐らくレベルごとの調整はあると思いますが、「この指とまれ方式」と申しますか、ある自治体が発している提案について、一緒に考えてみませんか、ほかの自治体も乗れるような仕組みなどがあると、そういう共通の関心があぶり出せていいのではないかと思います。

また、そうすると、どこにでも乗ってしまう自治体が出てきてもいけないので、責任のある参画の仕方、すなわち単に提案に乗るだけでなく、実現に向けた知恵を出せる、責任を負えるということを明確化しながら、自治体同士がある程度協力したり、考え合ったりするようなプラットフォームもあっていいのではないかと。そういうことがあれば、こちらで推奨されているような共同提案や、一定の広がりを念頭に置いてくださいという御指示の助けになるだろうと思いました。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかは、いかがですか。

後藤議員、どうぞ。

(後藤議員) 来年度の提案募集で、地方創生に関わるものがかなり出てくるだろうということは十分予想されますし、大きな期待もかけているのですが、地方版総合戦略を作られているスケジュールと、先ほどお示しいただいた平成27年の提案募集のスケジュールが、うまく整合しているのかというところが、少し気になりました。

すなわち、ゴールが11月中旬に設定されているのですが、それが、地方版総合戦略と

しては、ちょっと遅いのではないかという気もしまして、そのあたりは、逆に知事や市長や町長のお話を伺う必要があるかなと思いました。

(神野座長) どうぞ。

(満田次長) 結論は、1年だけで見ると、逆に締切りが早いようでもあり、遅いようでもありなのです。と言いますのは、今、地方創生の地方版総合戦略というものを27年度中に作っていただくということになっています。

ただ、27年度に地方で総合戦略を作り、では、具体の施策をどうするか、ましてや使途が自由な交付金もまだ決まっていなくて、財源や方策が決まらずに、計画だけ作っていきましようというのが、現時点の明らかにされた話です。

これを前提にして考えますと、総合戦略を考える中で、何か支障があるとか、うまくいかないという話は、夏までの間にはある程度分かってくるだろうと思いますので、今年の提案の締切りには、おおよそは間に合うだろうと思っています。

ただ、細部を詰めた結果として、来年の春に機会を譲る形になることもあると思っています。

逆に、後藤議員のおっしゃるとおり、その解決を見なければ、計画が組み切れないということであれば、27年の提案募集で年末までに方向が出たというところで、どうか地方版総合戦略に書き込めるという具合になってくるのかと思います。

したがって、少しタイミングがずれていますので、うまく使えるようにとは思っていますが、例えば総合戦略策定作業のピークで判明した何かということがあったとすると、これは翌年送りになってしまうかと思っています。いずれにせよ、できるだけ早めに、かつ大きい分野から伺うようにしていきたいと思っております。

貴重な御指摘、ありがとうございました。

(神野座長) タイムラグについては、これからの過程で調整していくということですね。

ほかにいかがですか。

勢一議員、どうぞ。

(勢一議員) 提案募集検討専門部会にも関わった立場から、高橋部会長の総括を踏まえ、来年度も引き続き地方の創意工夫を大切に制度設計につなげていきたいと、改めて感じた次第です。

今、後藤議員から御指摘いただきましたけれども、地方制度を巡る状況というのは、ここのところ大きく動いておりまして、地方創生もそうですし、市町村合併を受けての広域連携の模索など地方自治法改正を含めて変化が来ております。

したがって、提案募集方式は単年度で取り組むものですが、毎年実施する前提になっておりますので、地方自治体側としても中長期的に戦略を持って提案をしていただきたいと思っておりますし、提案募集検討専門部会でも中長期的な視野も含めて議論ができればと考えております。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

白石議員、どうぞ。

(白石議員) 全国に928の町村がありますが、全ての町村が提案募集方式について理解しているかという、恐らくあまり理解されてはいないだろうと思っていますし、なかなか手を挙げにくいという町村も多くありますので、改めて全国町村会として、事務局への事前相談や提案の仕組みを含めて周知して、積極的に提案をしていくようにしたいと思っています。

また、先ほど、農地の問題が大きく進んだということについては、私も10年来主張してきましたので、大変感慨深いものがございまして、これをいかに実現していくか、また、政策を実現していくことが重要であると思っています。私も町長として、後々のまちづくりのために、課題になっているものについては、できるだけ積極的に取り組んでいきたいと思っています。

地方では高齢化が進んでおり、農業は後継者もなかなか育たないという現実の中にあります。農業は第一次産業ではありますが、私の町は松山市の隣であり、まさに農業、商業、工業が混在一体化している町ですので、農業の実態がほかの産業よりも把握しにくい状況にあり、町内全体で様々な会議を行う際に、農業の話になると若干引いてしまっています。

その一番の原因は、これまでの会議で申し上げましたように、農業施策、農地全体に関する法律や制度が分かりにくいということにあると思います。青地、白地などと言っても、農家の方々が全て知っているようなものではなく、4条許可、5条許可といった言葉だけで、農家の方々はやりとりをするものですから、工業、商業の人と一緒にあって、話をするときには分かりにくい部分があります。したがって、単純に、なぜこの農地が処分できないのかという問いに、もっと簡単に答えられるようにしないと、農家の方々が自身に分かっていないという部分があります。

そういう面で、農業を取り巻く様々な制度を考えるときには、もう少しほかの人が聞いても分かるような言葉を是非使っていただきたい。法律に基づいて色々な制度があるわけですから、一度に全てとは言いませんが、やはり一般の方が聴いて、なるほどとわかるような言葉を使うべきだと考えています。私どもの地域では、時期が来ると、地域の方々全員が参加してあぜ掃除というものをやるのですが、あぜ道さえわからないのです。しかし、地域を支えていくには、住民が参加してやっていかなければならないのです。

農業が一次産業として地域の大きな部分を占める一方で、若い人たちや、ほかの仕事をしている方となじまない部分があります。ですから、これから日本の農業をずっと守っていくためには、そういう部分にも配慮することが必要ではないかと思っていますので、関係する省庁で是非考えていただいて、もう少し分かりやすい運用ができる

ような制度にしていだきたいということを申し上げたいと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、伊藤構成員。

(伊藤構成員) 一点だけです。高橋部会長からも御指摘いただいたフォローアップの件ですが、やはり、先ほど再提案についても御要望がありましたが、対応方針にも掲げられているとおり、例えば、都道府県と市町村の間で調整して協議するとか、あるいは国が市町村の状況を具体的に調査するというを前提とした上で具体的な対応を行うということになっているものが幾つかございます。

これについては、恐らくスケジュールとの関係で、再提案をしたいと思っても、例えば、国の調査がまだ来ないですとか、都道府県との間での調整がなかなかうまくいっていないというような状況もあるかもしれませんので、全体のスケジュールと、対応のフォローアップというものの整合性をうまくとり、地方の側をサポートするような形を是非作っていただきたいと思ひますし、我々としても意識、配慮して対応したいと考えております。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

磯部構成員、どうぞ。

(磯部構成員) 平成26年の提案募集の取組について、高橋部会長が総括してくださったことに付け加えることはありませんが、平井議員がおっしゃったように、地方の提案と実際に取られた対応が異なるケースがあるということは、確かにそのとおりなのですが、今回、制度改正に限らず、運用の改善であるとか、多様な出口があったということこそ、少しでも動かすことが可能になったのではないかと思います。

そういう意味では、手挙げ方式も非常に重要な方式ですし、とにかく少しずつでも進めていくということが重要ではないかと考えています。

手挙げ方式は、これこそ自治的な仕組みであるような気もしまして、是非、今後も進めていっていただきたいと思っているのですけれども、実際、今回の取組で今まで気が付かなかったことが全体的に見えたわけで、手挙げ方式を導入してみたら、実は、制度や地域によっていろいろ違いが出てきてしまったとか、気付かない支障がないかどうかについても重点的にフォローアップしていくことが中長期的には必要なのではないかと感想を持っています。

もう一点ですけれども、支障事例がないと動かないというのでは困るというのは、そのとおりかなと思いますが、その上で、提案側の自治体がどこまでの責任を負うのかということは議論を聞いていても悩むところです。

谷口議員御指摘のように、この指とまれ方式といった具合に、自分たちの自治体が抱えている課題がどの程度地域横断的に広がりを持った課題なのかといったことを地方

も知りたいのだろうと思いつつ、片や、高橋部会長の御指摘の中にあつたように、制度改正の理由付け自体を省庁に委ねるくらい、全く具体性を欠くというのでも困ってしまいます。単にトリガーを引くというだけでは不十分かもしれませんが、一度トリガーが引かれた場合、それをどうすくいにとって課題として受けとめるかというさじ加減は難しいところだと思っている次第です。

しかし、やはり何日間の濃密な夏の時間を過ごした経験としては、他の自治体との共同提案や、関連団体も提案者に入っているようなケースについては、よく問題点が整理され、主張も具体的で非常に説得的であったという感想を持っておりますので、まずは時間をかけて対応できる事前相談の活用が、今後一つの大きな肝になるのではないかと思います。とにかく、その窓口に行けば、同じような問題を抱えている自治体の情報も共有できるかもしれませんし、事前相談を活用するということが重要だと考える次第です。

いずれにしても、今回の平成26年の取組の中でも、相当に事務局が精力的に仕事をしてくださって、色々な課題を文書でまとめてやりとりをするところをきちんと回していたからこの成果だったわけで、事前相談も含めると、ますます負担は大変なのではないかということをお慮しております。しかし、それがとにかく重要なポイントだと思いますので、今後も十分成果が上がるように取り組んでいければと期待しているところです。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

ほかにいかがですか。

柏木議員、どうぞ。

(柏木議員) もう、今、ほかの議員の方がおっしゃっていただいたとおりですけども、今回、私が担当した農地の議論の中でも、優良農地の確保というマクロの議論と、農地転用権限というミクロの問題があって、その農地の確保の重要性ということについて、早い時点で地方団体と国との考えは一致しましたが、それぞれ運用に当たっては、御懸念が長い間あり、なかなか議論が進まなかったのですけれども、今回、非常に具体的な制度の提案を地方から頂きました。もちろん、最初の提案が完成形であったわけではありませんが、何度か農地・農村部会でやり取りをする中で、その運用についての信頼感というようなものができたことが、非常に大きかったと思っています。

また、その信頼をベースにして、転用権限などミクロの部分についても、土俵が一致しているのであればということがスタートになったことが、大きかったと思っています。

もう一つは、お話のありました支障事例をベースにしながら、例えば、そのような事例がどれぐらい現実的に起こっているのだと、数の把握をすることなどにより、その取組の重要性に転換できたのは事実だと思っております。そうしたことを踏まえて、



27年度の提案募集の実施について、事前相談の機会を利用しながら、論点を整理いただいたり、支障事例について補強していただくようなことができることは、やはり大変大きなことではないかと思っているというのが一点です。

二点目は、今、お話のあった、これから地方創生に関する提案も積極的に受け入れるというお話があって、私の立場からいうと、仕事をどのように確保していくかということが大きな問題だと思っていて、今回の農地の問題もある意味では、農業という仕事をどのように広げていったり、競争力を高めていくかということも含めての議論だと思っていますが、その一方で、それを実現するためには、農業のことだけ独立して議論をしても、それを従事する人はどうするのだという、いわゆる自治体そのものに対する議論になり、恐らくそれを解決しないと仕事をする人が集まらない、町そのものが活性化しないということにもなるのだと思っています。

そういう意味では、これは後藤議員がずっとおっしゃっている部分ですが、今回の農地・農村部会報告書の最後に御提案させていただいている、町そのものをどのようにつくっていくのかという総合的なまちづくりの考え方と、この仕事の議論がつながっていくような形にならないと、恐らく地方創生の提案そのものが切り離されたものになる危険性があると思っていて、引き続き、この有識者会議も含めて議論をいただければと思っております。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかにいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、ひとあたり議員の皆様方から御意見を頂戴いたしましたので、高橋部会長、コメントか何かございましたら、どうぞ。

(高橋部会長) 今回は初年度の取組で、走りながらいろいろ考えていたというのが実情である。今回は、現時点で振り返ってみた、こんな作業だったのだということが実感をご報告した次第である。

そこで、初年度の経験を踏まえて、事務局から御提案いただいた形で新しく作業を進めてまいります。本日、新たに貴重な御提案をいただきました。これらのご提案を踏まえながら、さらに、今年度、実りある作業をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(神野座長) 事務局、何かございますか、よろしいですか。

それでは、大変生産的に御議論を頂戴いたしまして、本当にありがとうございます。

頂いた御意見の多くは、事務局がまとめていただいた平成27年の提案募集の実施について、これをどのようにすれば実り多いものにできるのかという御助言だったと理解しておりますので、平成27年の提案募集については、事務局にまとめていただいた「平成27年の提案募集の実施について」という方針を基本にしながら進めていくということについては、一応、御承知置きいただいたということにさせていただきます。

先ほどから議員の皆様から、26年度の成果が非常に大きかったのは、事務局の大変な努力だという御評価がありましたけれども、本日、議員の皆様方から御議論を頂戴いたしました建設的な内容をさらに実り多い成果につなげるように、事務局でも、なお一層努力していただいて、地方への周知や徹底や、事前相談、さらには提案内容の精査等々を適切に進めていただけるよう伏してお願いを申し上げる次第です。

なお、明日にも第5次地方分権一括法案が閣議決定されるということですので、今日の皆様の御発言からも、地方からも大変期待が強いということはひしひしと感じますので、できるだけ早期に成立させていただくよう、一層の努力と御尽力を頂戴することをお願いしたいと考えております。

それでは、かなり予定の時間を余らせているのですが、生産的に議論を頂戴することができたということで、本日の合同会議をこれにて終了させていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

以上